

東大阪市立図書館 リスク分担表

No.	区 分	内 容	負 担 者	
			市	指定管理者
1	物価、為替レート変動	人件費、物件費など物価変動による経費増		○
2	金利変動	金利の変動による経費の増		○
3	地域・市民及び利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理や業務内容に対する市民及び利用者からの要望、苦情、トラブルへの対応		○
		上記以外	協議事項	
4	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の新設・変更によるもの	○	
		上記以外の法令等の変更によるもの		○
5	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更	○	
		一般的な税制変更		○
6	政治、行政的な理由による事業変更	政治、行政的な理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費増加分の負担	協議事項	
7	不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、感染症その他の市又は指定管理者の責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)によるもの	協議事項	
8	書類の誤り	管理業務仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
9	資金調達	経費の支払い遅延(市から指定管理者)によって生じたもの	○	
		指定管理者が資金調達ができなくなったことによる管理運営の中断等		○
10	債務不履行	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
11	運営リスク	指定管理者の管理上の瑕疵による臨時休館等		○
		施設・設備の不備や施設改修による臨時休館等	協議事項	
		上記以外による施設・設備・備品等の損傷		

No.	区 分	内 容	負 担 者	
			市	指定管理者
12	施設・設備・車両の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		施設・設備の設計構造上の原因によるもの	○	
		経年劣化によるもので修繕費が200万円以上のもの	○	
		経年劣化によるもので修繕費が200万円未満のもの		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	協議事項	
13	資料・備品等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		第三者行為によるもので相手方が特定できないもの	協議事項	
14	第三者への賠償 (施設利用者を含む)	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
		上記以外の理由によるもの	○	
15	防犯セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
		上記以外のもの	○	
16	情報セキュリティ	利用者の個人情報の外部への流出及び改ざん等の情報セキュリティ事故・事件発生(指定管理者の責めに帰すべきもの)		○
		利用者の個人情報の外部への流出及び改ざん等の情報セキュリティ事故・事件発生(市の責めに帰すべきもの、市が調達した図書情報システムのセキュリティ対策不備・不良によるものを含む)	○	
17	安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全		○
18	指定期間前の準備等費用	指定期間前の事前準備等に係る費用の負担		○
19	指定管理終了時の費用	指定管理者の指定期間が終了した場合、又は期間途中で指定を取り消した場合の原状復帰、撤収及び引き継ぎに関するもの		○

【その他特記事項】

・本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、市と指定管理者の間で協議するものとする。

・大規模地震等の自然災害の発生により、臨時休館または開館時間の短縮を行う場合は市が決定する。指定管理者はそれに応じた必要な人員をあらかじめ確保するとともに、市民への周知等必要な対策をとること。また、休館中についても再開に向けて迅速に対応ができるよう日頃より備えること。また、臨時休館や開館再開が決定した際は、市より指定管理者へ速やかに文書またはメールで連絡し、相互に記録を残しておく。

・自然災害発生時に、図書館は指定避難所ではないが、住民等が避難してきた場合は一時的に避難者を受け入れ、それが2日以上に及ぶ場合、市と指定管理者で別途役割を定める。また、市の方針として避難所指定された場合は、通常の施設管理以外の業務についても市の責任と指示のもと、その求めに応じるものとする。これにより影響する費用については、別途市と指定管理者で協議する。